

人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
 所長 金丸 憲史
 〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
 TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

page

- | | |
|--|---|
| <p>1 働き方改革の推進に向け
監督署内に特別チームを編成</p> <p>2 特集 対象者は？ 報酬になるもの／ならないものは？
算定基礎届の提出時期になります</p> <p>4 TOPICS
 ●新しくなったテレワークガイドライン
 ●年齢ごとの賃金格差は縮小
 ●35歳以上の9割が「学び直し」したい</p> | <p>6 すっきりわかる。雇用保険
有期契約の更新上限を設けて雇い止め。
雇用保険の取り扱いはどうなる？</p> <p>7 人事労務の法律ミニ教室
販売ノルマ、
売れ残りを社員に買ってもらっていい？</p> <p>8 ちょっと教えて！老齢年金
老齢年金の支給額の通知。
内容をよく理解したい</p> <p>8 労務ひとこと
無期転換ルール逃れの雇い止め？</p> |
|--|---|

働き方改革の推進に向け 監督署内に特別チームを編成

厚生労働省は4月より、全国の労働基準監督署に「労働時間改善指導・援助チーム」を編成することを発表しました。労働時間の改善などを促し、働き方改革の推進を図ることが目的です。

* * * * *

このチームは2つの班で編成されています。

「労働時間相談・支援班」は、全国の労働基準監督署内に「労働時間相談・支援コーナー」を設置するなどし、主に中小企業の事業主に対し、法令に関する知識や労務管理体制についての相談への対応や支援をおこないます（右参照）。

「調査・指導班」では、任命を受け

た労働基準監督官が、長時間労働を是正するための監督指導をおこないます。

早く動き始めることが大切

働き方改革関連法案は、裁量労働制のデータ問題などから議論が紛糾しましたが、4月6日に修正後の法案が国会に提出されました。

働き方改革や長時間労働削減の取り組みは結果が出るまで時間がかかるものです。特に中小企業では「何をやればいいのかわからない」と、無策のまま長時間労働を放置している例も見られます。早く動き始めることが大切でしょう。

労働時間相談・支援コーナー (全国の労働基準監督署に設置)

主に中小企業の事業主を対象に、窓口と電話で、以下のような相談を受け付ける。

- ① 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般に関する相談
- ② 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入に関する相談
- ③ 長時間労働の削減に向けた取組に関する相談
- ④ 労働時間などの設定についての改善に取り組む際に利用可能な助成金の案内

【受付時間】

8時30分～17時15分
(平日のみ)